

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１６条第１項及び太田市都市計画公聴会規則（平成１７年太田市規則第２０７号）第２条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第３条第１項の規定により公告する。

令和７年２月１４日

太田市長 清水 聖 義

記

１ 開催期日 令和７年３月１９日（水）午後２時から

２ 開催場所 太田市役所３階大会議室

３ 作成しようとする都市計画の案の概要

(1) 種類 太田都市計画道路（都市計画原案は、太田市都市政策部都市計画課において、令和７年２月１４日（金）から、同月２８日（金）まで閲覧に供する（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 名称及び区域

名称	区域
３・４・３１号 尾島環状線	太田市下田島町、尾島町、岩松町、亀岡町、阿久津町、大舘町、安養寺町地内
３・５・５４号 新町徳川線	太田市世良田町地内
３・５・５５号 歴史公園南北線	太田市世良田町地内
３・３・１３号 竜舞中央線	太田市龍舞町地内

４ 公述の申出及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、太田市都市政策部都市計画課に用意してある公述申出書に住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記入し、市長宛てに令和７年２月１４日（金）から同月２８日（金）までに下記に到着するよう提出すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

〒３７３－８７１８ 太田市浜町２番３５号 太田市都市政策部都市計画課

５ 公述人の選定

公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから市長が選定し、その旨を通知する。

６ その他

公述の申出がない場合は、公聴会は中止するものとし、その旨を公聴会開催予定日の1週間前に太田市都市政策部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。